

児童虐待減少の可能性（その2）

安 部 計 彦

Possibility of Decrease Child Abuse and Neglect (Part 2)

Kazuhiko Abe

1 はじめに

わが国における児童虐待は大きな社会問題になっているにもかかわらず増加の一途を遂げ、2007年度（平成19年度）の全国の児童相談所での虐待対応件数は4万件を超えた。そのため厚生労働省をはじめ全国の自治体や関係機関では児童虐待の防止や予防に向けて、さまざまな対応策を講じている。

しかしその効果については限定的なことは、増え続ける虐待相談件数や虐待での死亡事件報道が続くことを見ても明らかである。

その中で虐待相談件数が数年にわたって減少している自治体があるので、その状況を分析することを通して、児童虐待減少の可能性や減少を可能にする要因について検討する。

2 研究の背景

わが国における児童虐待の状況は、1990年度（平成2年度）に厚生労働省が全国の児童相談所における相談件数の統計を取り始めて以降、その数字が基準となっている。1990年度は1,101件であったが2000年度（平成12年度）は17,725件と約16倍になり、直近の統計である2007年度（平成19年度）は40,639件と初めて4万件を超えた。またこの間、いっかんして増加を続けている。

そのため国会では議員立法として2000年（平成12年）に「児童虐待の防止等に関する法律（以下『児童虐待防止法』とする）」を成立させ、その後も毎年のように児童福祉法や児童虐待防止法が改正されている。それを受ける形で厚生労働省も「児童相談所運営指針」や「子ども虐待対応の手引き」などの通知を改正し、全国の児童相談所や関係機関に対して児童虐待対応の推進を図ると同時に、さまざまな予算措置を講じ、各地方自治体の取り組みを支援している。また各都道府県や市町村においても独自に児童虐待の予防や防止に関する取り組みを行っており、虐待の予防から早期発見、子どものケアや虐待をする保護者へのペアレンティングトレーニングまで、幅広い取り組みが行われている。さらに多くの研究者が児童虐待の防止に向けた研究を続けている。

しかしこれらの取り組みの効果についての実証的な研究はほとんどなく、また児童虐待全体に関するマスコミ報道の中でも、単年度の減少は散見されるが、2年連続しての減少は長野県（2008年5月30日付読売新聞長野版）（注1）しかない。

そのような中で著者は青森県の状況に注目し、その状況から児童虐待減少の可能性を2006年度（平成18年度）に検討した（注2）。

青森県では2000年度（平成12年度）から翌年にかけて児童福祉司が大幅に増員されて以降、一時保護件数や一時保護のべ日数を減少させるだけでなく、児童虐待相談の減少や施設入所数の減少までみられる。また児童福祉司の増加と反比例する形で他機関幹旋が減り、児童福祉司指導や継続指導が増加している。これらの事実と児童相談所へのヒアリングを通じて、①早期に手厚く丁寧な対応を行うことで、子どもの問題行動の拡大を防ぐことや保護者の葛藤を減少させ、結果として親子関係の陰悪化を防ぐことで虐待に至るのを防いでいる、②児童相談所の関係機関への日常的な支援が関係機関自身の対応力を向上させ、結果的に児童相談所への相談件数を減少させている、などの可能性を指摘した。

しかし研究を発表した当時、児童福祉司一人当たりの人口が一番少ないのは鳥取県であったが、その状況については未確認であった。また青森県1県だけで虐待減少の要因を断定することも困難であり、今回あらためて鳥取県を訪問し、ヒアリング調査を行った。

3 調査方法

2009年（平成21年）2月にヒアリングに伺い、鳥取県子育て支援総室のまとめた最近数年の鳥取県の児童相談所における児童虐待対応状況に関する説明をお聞きすると同時に、県内にある3つの児童相談所の職員の方から業務内容の変化や業務している中で感じている感想、件数の変化に関する要因などをお聞きした。

なお全国の状況については厚生労働省のホームページに掲載されている資料（注3）を参考にする。また青森県の状況については（注2）及び（注3）より引用する。

これらの資料は統計数字で個人を特定する情報は全く含まれておらず、さらに鳥取県のヒアリングに当たっては、学会や研究論文として発表することの了解を得ている。また全国の状況についても厚生労働省のホームページで公表されている資料であるため、倫理上の問題はない。

4 調査結果

（1）鳥取県の概要

（表1）のように、児童福祉司1人当たりの担当人口は鳥取県が一番少なく全国平均の59.0%であり、またひとつの児童相談所当たりの管轄人口（県人口÷児童相談所数）も全国平均の31.2%に過ぎない。

また参考として、児童福祉司一人当たりの担当人口が全国第2位の青森県の概要は以下の通りである。ちなみに児童福祉司一人当たりの担当人口は全国平均の60.3%、ひとつの児童相談所当たりの管轄人口は全国平均の36.9%である。

（表1）2008年度（平成20年度）の状況

	人口	福祉司数	人口比	児相数	管轄人口	市町村虐待受付件数
青森県	1,436,657	48	32,651	6	239,442.8	81
鳥取県	607,012	19	31,948	3	202,337.3	148
全国	127,767,994	2,358	54,185	197	648,568.5	

* 厚生労働省の資料より著者が作成

(2) 青森県の児童虐待対応の推移

本研究は鳥取県の状況を分析することを通して児童虐待の減少の可能性を検討するのが目的であるが、参考として青森県の状況を概括する。

青森県は児童虐待により子どもが死亡するという事件が起きたことをきっかけに当時の県知事の指示により児童相談所が3ヶ所から6ヶ所に増え、また児童福祉司も3倍に増加した。その影響をまとめたのが(表2)である。

2005年度(平成17年度)までを見ると児童福祉司の増加に伴って虐待相談が最初増えるが、その後虐待件数が減少に転じ、4年間のうち3年度で前年より虐待相談件数が減少している。またここでは省略しているが一時保護件数や一時保護のべ日数も減少している。

しかし2006年度(平成18年度)は児童福祉司の減少に合わせて虐待相談件数は増加し、2007年度(平成19年度)は児童福祉司増にもかかわらず虐待件数は増えている。

(表2) 青森県の虐待相談の推移

年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
虐待相談	95	172	237	364	301	270	307	293	322	414
指数				100	82.7	74.2	84.3	80.5	88.5	113.7
福祉司数	16	16	32	55	57	57	51	51	44	48

* (注2)の表に「指数」と「平成18年度」、「平成19年度」を追加

(3) 虐待相談件数の推移

鳥取県は青森県から少し遅れて児童福祉司の増員を図り、2005年度(平成19年度)は児童福祉司とはカウントされていないが同様な業務を行っている教員を加えると5年前のほぼ2倍に増員されている。この増員も、DV問題などに強い関心を持って知事の意向が強く反映したとのことである。

鳥取県内の3つの児童相談所に寄せられた虐待相談件数と児童福祉司の人数、および市町村の状況をまとめたのが(表3)である。虐待相談が最も多かった2004年度(平成16年度)を100とした指数では、4年間で児童虐待相談件数が約3分の1に減少している。また単年度でも2007年度(平成19年度)は前

年比 63.7%で全国 1 位の減少率である。

なお市町村での虐待相談件数は 2006 年度（平成 18 年度）に比べて 2007 年度（平成 19 年度）は減少している。（注 4）

（表 3）鳥取県の児童虐待相談件数の推移

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
虐待件数	61	92	82	136	99	75	47
指数	—	—	—	100	72.8	55.1	34.6
福祉司数	11	11	13	17	18	19 (1)	19 (2)
家児相での虐待相談件数			446	729	1502	—	—
市町村での虐待相談件数 （うち児相で虐待受付）	—	—	—	—	—	162 (4)	148 (10)

* 児童福祉司数の（ ）内は児童福祉司に発令されていない教員数

* 鳥取県子育て支援総室作成資料に「指数」を追加

（4）虐待種別の動向

児童虐待はその内容によって 4 つに分類されているが、全国各地の児童相談所（地方自治体）によって、その割合は大きく異なる。

鳥取県では（表 4）のように最近 5 年間の相談種別ごとの推移に差が大きい。身体的虐待はピークの 2004 年度（平成 16 年度）に比べ 4 年間で 31.6%に減少し、ネグレクトは 46.4%に減少した。特に心理的虐待は 6.9%と極端に減少している。なお性的虐待は発見が困難なため増減を安易には言えない。

また 2003 年度（平成 15 年度）には全体の 45.1%を占めていた身体的虐待は 2007 年度（平成 19 年度）には 25.5%に減り、逆に当初 31.7%にすぎなかったネグレクトは最近では 68.1%となるなど、虐待相談の傾向が違ってきている。

（表 4）鳥取県の虐待内容別相談件数

年度	H15	割合(%)	H16	H17	H18	H19	割合(%)	全国(%)
身体的	37	45.1	38	27	21	12	25.5	40.1
ネグレクト	26	31.7	69	53	44	32	68.1	38.0
性的	4	4.9	0	0	1	1	2.1	3.2
心理的	15	18.3	29	19	9	2	4.3	18.8

* 鳥取県子育て支援総室作成資料に「割合 (%)」と「全国の割合 (%)」を追加

(5) 処理件数

児童相談所が受け付けた虐待相談をどのように対応しているかを示したのが(表5)の処理状況である。

児童福祉司が増加する前の2003年度(平成15年度)の鳥取県では、虐待相談での施設入所の割合が全国平均の2倍以上あったが、2007年度(平成19年度)では全国平均に比べて施設措置が約4.5倍あり、逆に面接指導が全国平均の54.9%と約半分である。

(表5) 虐待相談の処理種別内訳

年度	H15	全国平均 (%)	H16	H17	H18	H19	全国平均 (%)
施設入所	24.4% 20	11.0% 2,919	33.8% 46	41.4% 41	44.0% 33	42.6% 20	9.5% 3,913
里親委託	3.7% 3	0.8% 213	3.0% 4	1.0% 1	1.3% 1	6.4% 3	0.8% 345
面接指導	68.3% 56	80.3% 21,374	54.4% 74	53.5% 53	46.7% 35	44.7% 21	81.4% 33,628
その他	3.7% 3	7.9% 2,114	8.8% 12	4.1% 4	8.9% 6	6.4% 3	8.3% 3,424

*鳥取県子育て支援総室作成資料に「全国平均 (%)」を追加

(6) ヒアリング調査

2009年(平成21年)2月3日に鳥取県子育て支援総室と県内3児童相談所の職員の方に鳥取県における児童虐待対応の状況についてヒアリング調査を実施した。

まず子育て支援総室作成の資料によると、鳥取県の特徴として以下の5点が挙げられる。

- ①児童福祉司の配置の充実((表1) および(表3) 参照)
- ②教職員の配置(平成18年度より毎年1名ずつ増員し、平成20年度には各児相に1名ずつ配置:(表3) 参照)
- ③安全確認の早期対応(平成12年度より24時間以内の安全確認をルール化)

④保健師の配置（昭和50年代後半より3児相すべてに保健師を配置。児童福祉司の発令はしていない）

⑤参考資料として、人口10万人当たりの児童福祉施設数は4.27か所（全国平均1.87か所）、17歳以下の児童福祉費は人口1人当たり350,600円（全国平均229,100円）でどちらも日本一。

加えて質疑応答の中で次の2点が明らかになった。

①鳥取県の児童福祉司は基本的に福祉職として採用された職員である。採用後は児童相談所以外に福祉施設等の勤務もあるが、児童相談所への異動は予定されている

②県の福祉事務所には家庭相談室はなく、虐待通告も受けない

次に県内の児童相談所職員からの話では、市町村と児童相談所の良好な関係がうかがわれた。個別ケース会議を通告後数日で開催することが多く、市町村で対応に不安がある事例については積極的に児童相談所に通知するように働きかけ、できるだけ一緒に動くようにしている。その結果、市町村の対応力もずいぶん向上しているという。

ただ児童相談所職員の実感としては、「児童虐待が減少しているという実感はない。市町村へのバックアップや個別事例への対応などで追われている。児童虐待の件数は減少しているかもしれないが、ていねいな対応や施設入所が必要な事例も多く、業務の量や大変さは依然と全く変わらない。最近の方が対応困難な事例が多く、かえって大変」ということであった。

なおこの10年間、児童虐待としての受付基準は3ヶ所の児童相談所で多少のばらつきはあるが、それぞれの所内では一貫しており、受付件数の増減に基準の変化は関係していないそうである。

5 考察

（1）手厚い人員配置と身近な所在

児童相談所の児童福祉司数は、児童福祉法施行令第2条で人口5万人から8万人に一人としているが、鳥取県も青森県も、児童福祉司数が全国平均の約2

倍という手厚い職員体制があり、全国トップの2県である。

児童相談所の管轄する人口は、「児童相談所運営指針」により人口50万人に一ヶ所設置が基準とされている（注5）が、現実には各都道府県や政令市により差がある。政令指定都市のように人口密集地もあれば、広い面積の割に人口が少なく、ひとつの児童相談所が広域を管轄している場合もある。それでもひとつの児童相談所あたりの人口が一番少ないのが島根県で185,556人であり、島根県と青森県がそれに続く。

一般に職員が増えるのは業務が増えたからであるが、逆に職員数の増加が業務の増加を生み出す面もある。それまで人員不足で十分に対応できていなかった業務に対応するため、「人が増えた分、仕事が増えて結局一人当たりの業務量は減らない」ということはよくみられる。

しかし前回検討した青森県だけでなく、本稿で検討している鳥取県でも同様な傾向がみられることから、児童福祉司の大幅な増員は、児童虐待件数を減らす要因のひとつと考えられる。

またわりに狭い面積で管轄人口が少ない児童相談所は、「身近な児童相談所」として市町村や関係機関までの物理的・心理的距離が近いことから相談がしやすく、育成相談や非行相談などを早期に相談することで問題が深刻化する前に解決をすることで虐待まで至ることを防げるとも考えられる。ただ青森県は児童福祉司の増員と平行して児童相談所の増設が行われたが、鳥取県では以前から児童相談所は県内3ヶ所であった。そのためここ数年の鳥取県での児童虐待相談件数の増減の直接の要因というより、減少を促進させた副次的な要因と考えられる。

このように考えると、両県の実態である児童福祉司一人当たりの人口が3万人、ひとつの児童相談所の管轄人口25万人を一つの標準として考えることは可能ではないか。

（2）市町村との役割分担

（表1）（表2）のように、青森県では市町村における虐待相談件数は81件で、児童相談所の5分の1程度しか対応していない。逆に鳥取県では（表3）

のように児童相談所の約3倍の虐待相談を市町村が受け付けている。このことから児童相談所と市町村との役割分担は県ごとに相違が見られるようである。

しかし青森県の児童相談所での虐待相談の減少が約20%程度であったのに比べ鳥取県では減少が3分の1になるなど際立っているのは、ヒアリングでも言われた通り市町村との役割分担が大きいと思われる。

例えば、保育所や学校、民生児童委員を管轄する市町村が関係機関と密接に連携を保つことで、虐待が深刻化する前に発見されやすくなる。そして市町村が持つさまざまな子育て支援サービスを提供したり、要保護児童対策地域協議会での多機関による支援が行われることで、児童虐待が深刻化するのを防いでいると想像される。そして児童相談所が市町村の対応事例のアセスメントや援助計画の策定、役割分担、進行管理などを支援することで、市町村や関係機関は自信を持ち、積極的に相談事例に対応できる。そして難しい事例は「積極的に児童相談所に送致するよう」に言われることで、安心して援助を行うことができると思われる。

また青森県の児童相談所と市町村の虐待相談件数の比率をみると、児童相談所が虐待対応の中心を担っているように思われる。しかし市町村の虐待相談件数のほうが多い鳥取県で児童虐待件数の減少が著しいことを見ると、児童相談所が児童虐待対応の中心になるよりも、市町村が中心になる方が減少するのではないかと考察される。

（3）県内全域で児童虐待件数は減っているか

児童相談所における児童虐待対応が市町村との役割分担で減少しているとすれば、都道府県全体では児童虐待件数が減少したことにはならない。長野県の報道（注1）にあるように、児童相談所で虐待相談が減っても、市町村での虐待相談が増えると管内全体の児童虐待件数が総体として減ったことにはならないからである。

しかしこれを確認する正確な方法は現在のところない。

まず市町村での虐待相談件数については、平成17年度までの家庭児童相談室の統計は1回の相談ごとに1件として数えていたため、実人数の把握ができ

ない。平成 18 年度からは児童相談所と同様に実人数で計上しているが、今度は、児童相談所と市町村の両方で受付けている事例も多く、管内全体で起こっている虐待件数を確定することは困難である。つまり、市町村と児童相談所の連携が進み協働して援助を行う場合には、当然両方に受付が行われるので、単純に児童相談所の受付件数に市町村の受付件数を加えると、同じ人を二度数えてしまうことになるからである。

それでも（表 3）のように、鳥取県の全市町村で受付けた虐待相談件数が減少していることを考えると、児童相談所の虐待相談の減少と合わせ、2007 年度（平成 19 年度）では鳥取県全体で前年度に比べ、虐待件数は減っているとと言えるであろう。

（4）児童相談所の役割

ヒアリングで明らかになったように、市町村への支援に児童相談所は力を入れており、またその結果、平成 17 年度当初に比べて市町村の児童虐待への対応力は向上しているという。つまり児童相談所の役割としての市町村支援が、有効であるということである。

その結果（表 5）のように、2007 年度（平成 19 年度）の鳥取県の児童相談所が受けた虐待相談のうち、施設措置の割合が 4 割以上という極めて高い割合を占め、全国の 4 倍ともなっている。ただ実人数を見ると 2003 年度（平成 15 年度）と差はない。そうであっても、市町村が一定程度対応している中で児童相談所に送致される虐待相談であるので、在宅での支援では対応が困難であったり危険性が高い事例が多いことが想像される。このように考えると、児童相談所は市町村支援に加え、市町村では対応が困難な事例を担当するという役割も担っていると思われる。

また（表 3）の市町村虐待相談件数のうち児童相談所が虐待相談として受付けた件数は 2006 年度（平成 18 年度）の 4 件から 2007 年度（平成 19 年度）は 10 件と増えている。市町村での虐待相談件数が減る中で児童相談所に送致した件数が増えていることは、児童相談所に、より困難な相談が「選ばれて」送られている実態を示していると思われる。

すでに述べたように青森県では、児童福祉司の増員と並行する形で他機関幹旋が減り児童福祉司指導や継続指導などの件数が増えた。

これらのことから、児童相談所の役割は、市町村への積極的な支援と、重度事例への対応であると言えるであろう。

（5）人員増以外の要因

鳥取県子育て支援総室のまとめた特徴のうち、③から⑤は以前から行われていたことであり、最近数年の児童虐待件数の減少の背景要因とはなっても寄与要因とはなりにくいと思われる。また②も結局①に含まれる児童福祉司の増員と同じ文脈で解釈できる。

しかし（表1）の青森県の児童福祉司数の増減と虐待相談件数の推移を見ると、2007年度（平成19年度）は児童福祉司数が増えているにもかかわらず虐待件数が増えており、いちがいに児童福祉司数の増減だけで言えない部分もある。

このように見てくると、先ほど（2）で検討したように、単純に児童福祉司の増員だけでなく、児童相談所の意図的な動き方も重要なことがわかる。つまり、児童福祉司を単に増やすだけではなく、市町村の支援を中心にアセスメントや支援計画作り、関係機関の役割分担の助言などを児童相談所が積極的に行うこと。また、それを担うだけの専門性の高い人材が必要と思われる。

この点で、鳥取県の児童福祉司は全員が社会福祉の専門職であることも重要な要因と思われる。

（6）鳥取県は例外か

人口60万人の鳥取県で平成13年度の虐待件数が61件、ピークの平成16年度でも136件という数は少ないという印象があるかもしれない。また専門性の高い児童福祉司を2倍に増やすなどは全国の児童相談所で簡単にできることではない。

しかしこの研究の目的は、鳥取県や青森県が数年間継続して虐待相談が減少しているという事実を出発点に、虐待減少に影響のある要因を抽出することで

ある。全国の児童相談所や市町村を始め、様々な人たちが児童虐待の減少に向けて努力していることは論を待たないが、増え続ける虐待相談とその深刻さから、時には絶望的な気持ちになることも多い。

そのため、4年間のうち3年連続虐待相談が減少した青森県や、3年で虐待相談が約3分の1に減少した鳥取県の状況を研究することは、児童虐待減少に向けての要因を検討する重要な方法と考えられる。そして全国での虐待対応システムのモデルを考える上で、貴重な示唆を提示できると思われる。

(7) コスト

児童福祉司の増員は財政状況の厳しい全国の都道府県や政令指定都市、中核市にとって、厳しいのは事実である。しかし仮に児童福祉司の1年間の費用を雇用主負担分を含めて750万円、管轄人口を30,000人とすれば、住民一人当たりの負担は1年間で250円である。一方、現状である全国平均の54,000人で割れば住民一人当たり139円で、その差は111円にすぎない。

さらに今回は議論の対象にしていらないが、市町村での子ども相談対応職員を同じように増やしたとしても、合計で222円にすぎない。

一人当たり1年間で缶コーヒー2本分程度の負担増で、児童虐待件数を半分に減らせるとすれば、住民の理解は得られるのではないか。

(8) 残された課題

本稿は、児童虐待を減少させた鳥取県と青森県の状況から、その要因を検討した。

その結果、関係機関、特に市町村支援と役割分担が大きな要因であることが分かった。しかし今回の検討は主に児童相談所からの資料であり、市町村へのヒアリングや実態調査は欠けている。

また今回得られた結論は、鳥取県や青森県の状況を分析した、あくまで要因の抽出であり、これらの要因を満たせば児童虐待が減るという断定はできない。

そのため、全国の児童虐待減少に関する要因の分析には、さらに継続した研究が必要である。

6 まとめ

この論文の目的は、児童虐待件数を大幅に減少させている鳥取県や青森県の状況を分析して、虐待減少の要因を抽出することである。

両県の状況から児童虐待相談を減少させる要因として、①児童福祉司一人当たりの人口を3万人、②ひとつの児童相談所当たりの管轄人口を25万人未満、③児童相談所は市町村を積極的に支援する、④児童相談所も市町村も相談援助に早期にしていねいに対応する、⑤③を確保するための専門性の高い職員の配置する、という5つの要因が示唆された。

①および③、⑤は現在厚生労働省が進めている施策の将来像であり、また④は従来から児童相談所が大切にしてきた内容であり、どれも奇抜な空論ではない。

ただ、青森県、鳥取県の状況がたまたま類似しているだけかもしれない。またこれらの要因があれば児童虐待を減らせるという断定もできない。

それでも両県とも数年にわたり児童虐待が減少しているという事実があり、その経過の推移については今後も注目する必要があるだろう。

この論文作成に当たっては、前鳥取県中央児童相談所相談課長（現鳥取県中部総合事務所）の井上和之課長及び鳥取県子育て支援総室の川本繁副主幹には、資料の作成やヒアリングの実施、論文の内容確認など、大変お世話になった。ここで改めて謝意を表したい。

またこの論文は2009年6月7日第10回日本子ども家庭福祉学会（於：日本福祉大学）において口頭発表した。

（注）

- 1 長野県子ども家庭福祉課発表「県内5ヶ所の児童相談所で受付けた（2007年度の）児童虐待件数は535件で前年比2%減ったが、市町村への相談件数は828件で前年比25%増となった。児童相談所の相談件数は2年連続の減少」（2008年5月30日読売新聞長野版）

- 2 安部計彦「一時保護及び虐待相談減少の可能性」平成 18 年度厚生労働科学研究費補助金「児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究（主任研究者 奥山眞紀子）」の分担研究「要保護児童の一時保護に関する研究（分担研究者 安部計彦）」報告書（別刷）137～147

- 3 厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv29/index.html> など

- 4 家庭児童相談室の虐待件数は、1 回の電話や面接を 1 件と数える「のべ」件数であり、2006 年度（平成 18 年度）からの市町村の虐待相談件数は、児童相談所と同様に何度面接や連絡をしても一人 1 件である。

- 5 児童相談所運営指針 第 1 章第 1 節 3（1）に「児童相談所はその任務、性格に鑑み、都道府県（指定都市を含む）に設置義務が課せられている。（中略）この場合の設置数は、人口 50 万人に最低 1 か所程度が必要であり、各都道府県等の実情（地理的条件、利用者の利便、特殊事情等）に対応して設置されることが適当である。」とある。
また（2）には「児童相談所は管轄区域を有している。管轄区域は、その区域内に居住する子どもの数その他社会的環境等を考慮して定めなければならない（児童福祉法施行規則第 5 条の 2）。」とも規定している。